



女川町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）17条第1項の規定により、これを公表する。

令和2年6月15日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠



監査結果報告書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和2年5月25日（月）
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

（1） 4月支出分水道事業会計の支出伝票の審査

対象科目：全科目 合計 71件

（2） 4月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査

対象科目：一般会計：第1款～第3款

特別会計：介護保険特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業
特別会計

人件費分、交際費分、100万円以上分

令和元年度分 669件

令和2年度分 173件

合計 842件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

（１） 4月支出分水道事業会計支出関係書類の監査

4月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

（２） 4月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査

4月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

（１） 4月支出分水道事業会計支出関係書類監査について

概ね良好に処理されていると認められた。

（２） 4月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について

下記指摘事項以外は、概ね良好に処理されていると認められた。

（指摘事項）

第6款農林水産業費ニホンジカ捕獲用わな維持管理業務の上半期委託料が、令和2年4月9日に支払いされているのが確認された。支払い遅延の理由は、当該業者が請求書を送付するのを失念していたことと、役場担当者も支出執行状況を確認しないで、4月の人事異動の際にその事実が判明したとのこと。

前回の財務監査でも地方卸売市場特別会計に属する支払いが、業者からの請求書の提出が遅れたために支払いが遅れたことを指摘したばかりである。再発防止のための対策を講ずることを求める。